

目次

1.1. 申請者に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.1v1)
1.2. 応募申請の様式記入・提出資料に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.2v1)
1.3. 耐用年数に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.3v1)
1.4. 応募申請の省エネルギー・CO2削減に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.4v1)
1.5. 採択・交付申請・交付決定に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.5v1)
1.6. 事業実施に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.6v1)
1.7. 補助対象設備に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通	(R2qa_com1.7v1)
1.8. 複数年度にわたる事業：事業メニュー(熱・温泉)に共通	(R2qa_com1.8V1)
2.1. 【温泉用事業】：対象事業の要件・申請者の要件	(R2qa_b2.1v1)
2.2. 【温泉用事業】：補助対象に関する事項	(R2qa_b2.2v1)

1.1. 申請者に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)に共通 (R2qa_com1.1V1)

Q1	共同申請を行う際、代表事業者は誰にすればよいですか。
A1	補助事業によって財産を取得する者が代表事業者になり、申請者となります。
Q2	リース会社を利用する場合は応募できますか。その場合の応募方法を教えてください。
A2	事業をリース契約で実施した場合も補助対象です。その場合の応募申請の方法は、代表事業者をリース会社とし、共同事業者を設備を使用する事業者としてください。応募の際、リース契約書（案）を添付して下さい。
Q3	事業実施者/ESCO 事業者/リース会社の3社での共同事業により補助金申請はできますか。
A3	申請できます。財産を取得するものが代表事業者となります。
Q4	代表事業者は何度も申請可能ですか。 事業所（施設）が多い場合、事業所ごとの申請なのか、まとめた申請どちらが良いか教えてください。
A4	代表事業者の応募回数の制限を設けていないため、応募可能です。応募する際は事業所ごとに提出してください。
Q5	同一事業所で補助金対象の複数の設備（施設）がある場合の申請の仕方を教えてください。
A5	1つの申請とし、それぞれ必要な書類を提出ください。
Q6	同一法人が、同じシステムを適用して、複数の異なる事業所でそれぞれ応募した場合に採択は1者ですか。
A6	申請ごとに審査を行います。

		<p>① 設備事業 採択件数の上限を3件とし、4件以上の応募があった場合は、上位を優先的に採択します。</p> <p>② 熱事業 採択件数に制限はありません。</p> <p>③ 温泉事業 採択件数に制限はありません。</p>
Q7		事業所を運営している会社と、事業所内の設備（施設）管理を行っている会社が異なる場合、申請する際は事業所運営会社と設備管理会社の共同事業者として2社の申請が必要ということになるでしょうか。
	A7	設備の所有者が代表事業者です。運営、あるいは管理を行っている会社は共同事業者になります。
Q8		大企業も応募可能ですか。
	A8	可能です。補助率は、公募要領2 事業内容（2）事業概要の『補助金の交付額』の項を確認ください。
Q9		協同組合は応募できますか。
	A9	公募要領2.事業内容『補助金の応募者』の『民間』に該当すれば、公募できます。環境大臣の承認を得て協会が適当と認める場合がありますので、当協会に相談ください。
Q10		医療法人、社会福祉法人、公営企業、国家公務員共済組合、老人ホームは応募できますか。
	A10	公募要領2.事業内容『補助金の応募者』に該当すれば、公募できます。環境大臣の承認を得て協会が適当と認める場合がありますので、当協会に相談ください。
Q11		宗教法人は応募できますか
	A11	通常どおり応募いただいて結構です。 ただし、補助金の応募者として宗教法人は「その他環境大臣の承認を得て補助事業が適当と認める者」に該当しますので、応募申請の受理については環境大臣の判断を仰ぐことになります。
Q12		申請の代行は可能ですか。
	A12	可能です。
Q13		定期借地権付き土地の事業でも応募できますか。
	A13	土地についての規程はありませんので、応募可能です。
Q14		資金調達方法として、支払委託契約にて調達する場合は応募できますか。その場合、申請はどのようにすればよろしいですか。
	A14	支払委託契約にて調達する場合は応募できます。この場合、設備の所有者が代表事業者になります。
Q15		補助の対象設備を異なる事業者が所有することは可能ですか。
	A15	補助事業では設備を所有する者は1者で、その者が代表事業者となることが規定です。設備を複数者で所有しているような場合は、応募時に、例えば （案1）両設備を1者の所有にする （案2）両者にて組合、共同管理法人等を設立する

		等のいずれかを検討ください。
Q16		同一法人の別の事業者が他の国の補助金を受けて設備を設置しています。応募できますか。
	A16	応募は可能です。 同じ法人、あるいは同じ事業所内にて、他の設備が補助金を受けて設置された設備があっても、当該設備が補助金を受けていなければ、申請できます。

1.2. 応募申請の様式記入・提出資料に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通 (R2qa_com1.2v1)

Q1		様式 1 応募申請書の代表者は誰にすればよいですか。
	A1	代表取締役等、法人の代表権を持つ方としてください。代表者からの委任状を添付する場合に限り、代表権を持つ方でなくても代表者として応募申請することが可能です。
Q2		様式 1 別紙 1 実施計画書の「事業実施責任者」は誰にすればよいですか。
	A2	様式 1 応募申請書の代表者と同一としてください。
Q3		様式 1 別紙 1 実施計画書の代表事業者の「事務連絡先」は誰にすればよいですか。
	A3	補助事業に関わる業務を実際に担当し、協会と連絡の取れる担当者としてください。
Q4		共同申請を行う際、応募申請書への押印は代表事業者のみでよろしいですか。
	A4	代表事業者のみでよいです。
Q5		応募書類について、企業パンフレット等業務概要や経理状況説明書の提出が求められておりますが、市町村が申請者の場合は添付不要ですか。
	A5	*設備事業・温泉事業の回答となります（熱利用事業は、市町村は応募者に該当しません）。 パンフレット等業務概要は不要です。経理状況の説明書は、代替として、今年度の当該事業に係る予算措置がわかる資料を提出してください。
Q6		各年度の業務概要および貸借対照表・損益計算書は、株主向けに発行しているパンフレットに記載し、弊社ホームページにも IR 情報として公表しているものです。提出書類として、この資料のような形でよろしいでしょうか
	A6	問題ありません。
Q7		経理状況説明書（損益計算書）について 1 期分に前期と今期が記載されております。これで 2 期分の経理状況説明書となりますか。
	A7	2 会計年度分の経理状況説明書（損益計算書）をご提出ください。
Q8		経理状況説明書は貸借対照表と損益計算書を提出する様に記載されておりますが、損益計算書の代わりに資金収支計算書と事業活動収支計算書を提出することは可能ですか。
	A8	可能です。

Q9	法人の定款または寄附行為に奥書は必要でしょうか。	
	A9	不要です。
Q10	弊社は連結決算を採用していますが、グループ全体の貸借対照表・損益計算書が必要でしょうか。	
	A10	連結決算書ではなく、単社の貸借対照表・損益計算書経理状況をご提出ください。
Q11	定款、貸借対照表・損益計算書には、原本証明が必要でしょうか。	
	A11	不要です。
Q12	地方公共団体の建物では、登記をしていない例があります。その場合、登記簿謄本は提出できません。省略できますか。	
	A12	*設備事業・温泉事業の回答となります（熱利用事業は、地方公共団体は応募者に該当しません）。 登記簿謄本に代わる建物の所有者が確認できる公的書類を提出ください。
Q13	代表事業者と共同事業者でそれぞれ貸借対照表、損益計算書、登記簿謄本が必要でしょうか。	
	A13	代表事業者と共同事業者それぞれ必要です。
Q14	応募申請時に経費内訳の金額の根拠がわかる書類（見積書）等を添付する必要がありますが、詳細な見積の取得が難しい場合、概算の見積書の添付でも応募申請可能ですか。	
	A14	応募申請では、機器・工事等の経費内訳は、概算見積書を元に作成いただいてもかまいません。 なお、見積書は、応募申請時点で有効期限の切れていないものを添付してください。
Q15	応募にあたっての添付資料で見積書が求められていますが、その時も相見積が必要ですか。	
	A15	応募時は、相見積は必要ではありません。しかし、事業を開始する発注時には、相見積をして最適な業者を選択下さい。
Q16	見積について、応募時点で有効期限内の見積を提出する様記載されていますが、発行日に制限はありますか。	
	A16	見積書の有効期限内に応募申請ください。発行日に制約はありません。
Q17	見積書についてですが、業者によっては見積書の書式が自由に変更できないため、見積書例にあるような区分、費目、細分、備考の欄がある見積書を取得できない場合があります。この場合、見積書と別に見積書例にある経費内訳書を事業者が作成して添付すれば良いでしょうか。	
	A17	見積書は、業者の書式で構いませんが、区分、費目、細分がわかるように明示してください。見積書と別に経費内訳書を作成して添付してください。
Q18	*設備事業・温泉事業の質問となります。 設備全体を更新した場合の総額を算出する際、見積書などの証拠資料は必要でしょうか。	

A18	補助対象外の部分は、カタログ価格等で問題ありません。補助対象内は、必ず見積書を提出ください。
-----	--

1.3. 耐用年数に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通 (R2qa_com1.3v1)

Q1	耐用年数は機械及び装置の法定耐用年数になるのですか。	
A1	法定耐用年数は、機械及び装置に法定耐用年数が設けられている場合はその耐用年数になります。詳しくは、国税庁、あるいは税務署にご確認ください。部品など、法定耐用年数が設けられていない場合は、部品を付属する装置の耐用年数が適用されます。	
Q2	リースにて応募する場合、リースの契約年数と法定耐用年数は同じでなければならないのですか。	
A2	リース契約年数が法定耐用年数より短くとも、再リース契約などにより法定耐用年数の期間使い続ければ、構いません。	

1.4. 応募申請の省エネルギー・CO2 削減に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通 (R2qa_com1.4v1)

Q1	実施計画書に記載するエネルギー削減量、CO2 削減量はカタログベースの試算でよいですか。	
A1	カタログベースの試算でも結構です。ただし、出典を明記してください。	
Q2	*設備事業・温泉事業の質問となります。 応募に際しての添付資料として、「・・・外部の専門家による省エネルギー効果の説明等」とありますが、精密な試算が必要ですか。外部の専門家は、資格が必要ですか。	
A2	カタログ値をベースとするなど、ある程度の蓋然性があれば良く、必ずしも実測を求めるものではありません。外部専門家に、特定の資格を求めることはありません。	
Q3	*設備事業・温泉事業の質問となります。 設備を保有し、その設備のメンテナンスを行っている事業者が申請する場合、当該メンテナンス事業者による自己試算に基づく「省エネルギーの説明」でよいでしょうか。	
A3	当該設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家による省エネルギー効果の説明が必要です。そのため、自己試算ではなく、メンテナンスを行っている事業者が申請する場合は、設備メーカーや部品・部材メーカーなど、外部専門家による省エネルギー効果の説明をお願いします。	
Q4	様式1別紙1別添の電力明細では、単価が季節、昼夜で異なります。何をえばよろしいでしょうか。	
A4	加重平均など、適切に試算下さい。	
Q5	CO2 削減計算において書式、計算例はありますか。	
A5	ありません。	

		<p>① 設備事業 外部の専門家の計算書を提出ください。</p> <p>② 熱事業 外部の専門家の計算書や環境省のハード対策計算ファイルを提出してください。</p> <p>③ 温泉事業 環境省の CO2 削減効果算出ツールの計算結果を提出してください。 必ず注意事項を守って、必要な根拠資料をすべて添付して提出してください。 http://www.env.go.jp/nature/onsen/spa/spa_utilizing.html ツールが対応していない改修の場合、外部の専門家に依頼してください。</p>
Q6		設備の改修後、第三者による効果検証は必要ですか。
	A6	本制度では第三者による結果検証は必ずしも求めるものではありません。
Q7		光熱費・CO2 削減効果の算出にあたり、エネルギー消費効率の現状値は、実測する必要がありますか。また、一般的な経年変化による効率低下の値を使用しても構いませんか。
	A7	推定値を使用して構いません。
Q8		応募の条件として、CO2 削減の目標値はありますか。
	A8	CO2 削減量の目標値は設定しておりません。 *設備事業 ただし、設備事業において、費用対効果[円/ t -CO2]の設定があります。公募要領(設備事業)の 2.事業内容(2)事業概要(オ)補助金の交付額を確認ください。
Q9		CO2 排出量削減量の具体的な計測方法・手法、算定方法および決まった係数は規定されていますか。
	A9	計測方法、算定方法は規定していません。 ① 設備事業 排出係数等は、様式 1 別紙 1 別添対策個票に記載してあります。 ② 熱事業 外部の専門家の計算書を提出ください。 ③ 温泉事業 排出係数等は、様式 1 別紙 1 別添対策個票に記載してあります。
Q10		事業完了後の事業報告において、申請時の削減量は必達ですか。
	A10	目標値は必達ではありませんが、目標値に達しない理由を報告していただけます。また、交付規程第 1 4 条に記載により、交付決定の取り消しや、補助金の一部返還を求める場合があります。
Q11		申請時に、事業報告時の運転時間が増加することがわかっている場合は、申請時に運転時間が増加することを考慮した CO2 排出量を試算するべきでしょうか。
	A11	申請時の運転時間を用いて試算してください。運転時間が増加する場合は、事業報告時に実際の運転時間を用いて計算し、増加した理由を明記ください。
Q12		事業実施後 3 年間事業報告が必要となっておりますが、何を提出すればいいのでしょうか。
	A12	1. 交付規程 様式第 16 事業報告書 を提出ください。記載内容は、

		<p>(1) CO2 排出削減量 (実績)</p> <ul style="list-style-type: none"> ・計画値 ** t - CO2/年 ・実績値 ** t - CO2/年 <p>算定方法及び算定根拠を併せて記載ください。なお、算定根拠方法及び、当該年度の電力量等、算定根拠として使用した具体的資料を別途添付してください。</p> <p>(2) 実績報告書における CO2 排出削減量に達しなかった場合の原因</p> <p>2. CO2 削減効果の算定根拠資料 (算定方法及び様式の規定はありません。)</p>
Q13		稼働増などにより、CO2 削減目標値を達成できなかった場合にはどのような報告が必要でしょうか。
	A13	事業報告の際、CO2 削減量の目標値に達しなかった場合は、原因等を具体的に示すこととなります。また、今後の対策 (案) を提示いただくこともあります。
Q14		事業報告書において、実績報告書に記載した CO2 削減量の達成率が低かった場合、ペナルティはありますか。
	A14	CO2 の削減等当初の目的と大きく乖離している場合は、補助金の返還をしていただく可能性があります。
Q15		エネルギー単価は決められている値でしょうか。
	A15	事業ごとに購入している価格を記載ください。
Q16		エネルギー消費量削減見込み量の計算は工事会社による試算でも良いか。
	A16	エネルギー消費量削減見込み量については、当該設備メーカーや当該設備のメンテナンスを行っている事業者、部品・部材メーカーや省エネルギー診断実施事業者等外部の専門家に試算を依頼してください。従って、外部の専門家として工事会社が適切であれば問題ありません。

1.5. 採択・交付申請・交付決定に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通 (R2qa_com1.5v1)

Q1		採択者の選定は応募順でしょうか。また、補助金の採択基準や評価ポイントはありますか。
	A1	公募期間終了後、審査基準に基づき審査を行いますので、先着順ではありません。審査方法や想定される審査項目は、公募要領 3.補助金の交付方法等について (2) 審査方法を参照してください。
Q2		採択者説明会には代行者の出席は可能ですか。
	A2	可能です。ただし、新型コロナウイルス感染症が収束しない場合、採択者説明会を実施しないことがあります。案内は、順次協会ホームページに掲載します。
Q3		<p>*設備事業・温泉事業の質問となります。</p> <p>交付申請時の見積りの積算根拠について、①材料単価は、建設物価、積算資料等を参考の上算出してくださいとございますが、汎用品ではないものがあるため、根拠となる資料がございません。見積りには製作原価から利益を乗せての金額提示となっておりますが、その場合はどうすればよろしいでしょうか。</p>
	A3	交付申請時に添付する見積書の材料単価については、建設物価、積算資料等を参考の上算出し、その根拠となる資料を添付していただきますが、メーカー製品等根拠となる資料が無い場合は、定価 (メーカー標準価格) 等を根拠として備考欄に記載、またはメーカー見積書を添付いただき見積価格が適正な値であることが分かるようにしてください。

		(施工業者が補助事業者に提出する見積書において、施工業者の自社製品がある場合は見積書の価格がメーカー見積書となります。)
Q4	交付決定はいつごろになりますか。	
A4	公募締め切り後、概ね 1～1.5 か月で採択者に採択通知を行います。その後、採択者から交付申請して頂きます。交付申請書の受理から概ね 1 か月で交付決定をする予定です。なお、採択者を協会ホームページに公表します。	

1.6. 事業実施に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通

(R2qa_com1.6v1)

Q1	施工（工事）業者の選定は交付決定前に行ってもよいですか。	
A1	問題ありません。	
Q2	入札手続き等の準備は交付決定前に進めていてもよいですか。	
A2	問題ありません。	
Q3	工事業者等への補助事業の発注（契約）はいつ行えばよいですか。	
A3	交付決定日以降に行ってください。	
Q4	発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、具体的にどういことですか。	
A4	競争入札もしくは、複数者による見積り合わせを行ってください。	
Q5	発注は「競争原理が働くような手続きによって相手先を決定すること」とありますが、例えば、既設の A 社の設備に追加・交換などの工事をする場合、A 社からの購入が安価になります。この場合はどうすればよいですか。	
A5	A 社からの購入が安価になると断定できません。相見積をしてください。	
Q6	見積り合わせを行う場合、「複数メーカーの商品（同等のスペックのもの）を比較」と、「同じ商品で、複数の販売先を比較」のどちらが正しいですか。	
A6	契約・発注先の候補複数者から見積書を取得し比較してください。メーカーが異なる場合は、同等の仕様であることを確認してください。 ひとつの代理店・商社から複数メーカーの商品の見積書を取得した場合は競争原理が働いたことにはなりません。別の代理店、商社等、複数者から見積を取ってください。	
Q7	発注先決定に関し、原則入札行為が必要なことは理解しているが、弊社は、本設備の導入に当たっては、従来から安全上の観点から随意契約としている。補助事業の場合でも随意契約できますか？	
A7	補助事業の運営上、一般の競争に付することが困難又は不適当である場合は、指名競争に付し、又は随意契約によることができます。この場合、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、協会の事前承認を得る必要があります。	
Q8	工種毎に業者を選定しても構いませんか。それとも 1 事業に対して 1 施工業者に一括で発注しなければなりませんか。	

	A8	施工業者は、工種毎に業者を選定しても構いません。それぞれに、相見積が必要です。
Q9	自社調達では、材料の原価の証明は見積書もしくは請求書でよろしいでしょうか。	
	A9	自社調達の意味は、対象事業を工事業者に一括発注するのではなく事業者自身が材料を購入し、事業者自身が工事を行うということです。その場合、材料の購入の際は、原則として相見積をしてください。
Q10	自社調達では、一部外注する場合の外注先にも複数社の見積合わせは必要でしょうか。	
	A10	原則として、相見積が必要です。
Q11	応募申請後、施主都合等により補助金申請を辞退する必要がある場合、どのように対応すればよいですか。	
	A11	交付決定前の辞退は可能ですので、辞退届を提出してください。 交付決定後は、補助事業の全部若しくは一部を中止し、又は廃止しようとする場合には、中止(廃止)承認申請書を提出して承認を受ける必要があります。
Q12	何らかの事情で期間内に事業が完了しない場合は、ペナルティはありますか。	
	A12	交付規程第8条第五号を参照ください。 第8条第五号 補助事業が予定の期間内に完了しないと見込まれる場合または補助事業の遂行が困難となった場合には、速やかに様式第7による遅延報告書を協会に提出して、その指示を受ける必要があります。ただし、変更後の完了予定期日が当初の完了予定期日の属する年度を超えない場合で、かつ、当初の完了予定期日後2ヵ月以内である場合はこの限りではありません。
Q13	補助事業はいつまでに何を行えばよいですか。	
	A13	2月末日までに事業を完了(支払いが完了したことを指す)させてください。補助事業に要した経費の請求書及び支払いを行った証を完了実績報告書に添付してください。精算払請求時までに、領収書など着金が確認できる書類を提出してください。

1.7.補助対象設備に関する事項：事業メニュー(設備・熱・温泉)共通

(R2qa_com1.7v1)

Q1	本補助金を受けた設備について、来年度以降、違う部品の交換等の際に他の補助を受けることはできますか。	
	A1	他の補助金については都度確認ください。
Q2	既設設備に補助金を受けた場合、その既設設備の入れ替えについて、制約はありますか。	
	A2	法定耐用年数の期間は使用して頂きます。法定耐用年数内に交換する場合は、環境大臣の承認が必要になり、場合によっては補助金の一部を返還いただく場合があります。
Q3	補助金の上限値、下限値はありますか。	
	A3	それぞれの事業の公募要領 2.事業内容(2)事業概要の『補助金の交付額』を確認ください。
Q4	補助対象経費とは何を指しますか。	

A4	補助事業を行うために直接必要な経費のことであり、当該事業で使用されたことを証明できるものに限りま す。各事業の補助対象経費の区分・費目・細分は、交付規程別表第2を確認ください。
Q5	補助対象外経費に当てはまるものはどのようなものがありますか。
A5	補助対象外となるのは下記の経費等です。 ・二酸化炭素排出削減に寄与しない機器、設備、周辺機器、法定必需品等に係る経費 ・既存施設・設備の撤去・移設・廃棄費用（当該撤去・移設・廃棄に係る諸経費を含む） ・本補助金への応募・申請等に係る経費 ・官公庁等への届出等に係る経費 ・導入する設備に用いる予備品、交換用の消耗品費等
Q6	補助対象外工事を含む費用について、補助対象と補助対象外の区別が困難な場合は、経費はどのように区分 けすればよいでしょうか。
A6	適切な方法で按分等を行ってください。
Q7	採択後、補助対象経費を精査した結果、事業費が増額してしまった場合、補助金額の増額は可能ですか。
A7	採択通知に記載された内示額が補助金交付金額の上限になります。内示額を超える補助金交付申請は できません。
Q8	補助事業による取得財産であること明示するために貼り付けるプレート等の費用は、補助対象経費に含めて良いで しょうか。
A8	プレート作成費及び貼付の費用については補助対象外となります。
Q9	補助事業完了後3年間報告義務がある「事業報告書」を作成するにあたり、使用電力量を計測するためのメー ターは補助対象に含めてよろしいでしょうか。
A9	メーターにつきましては、補助対象外となります。
Q10	施工業者への工事代金支払いを約束手形で行ってもよいでしょうか。
A10	原則として口座振込みまたは現金払いをお願いします。
Q11	交付決定前に既に業者発注している場合、補助対象となりますか。
A11	補助金の交付決定を通知する前に発注等を行った経費は、交付対象とはなりません。
Q12	補助対象工事と一緒に、補助対象とならない工事（全額自己負担）も同時に発注することは可能でしょうか。
A12	別々に発注することが望ましいですが、一緒に発注しても構いません。ただしその場合には、補助対象の工 事と対象外の工事の費用が明確に分かるようにしてください
Q13	他の補助金と併用は可能ですか。
A13	同一設備に対して、国からの他の補助金（国からの補助金を原資として交付する補助金を含む）を受け る場合は、補助対象外となります。重複申請は可能ですが、国からの他の補助金が採択された場合は、ど ちらかのみを受給となります。地方公共団体等からの補助金との併用は可能です。

		ただし、併用する場合には、当該地方公共団体等の補助金の制度が、国（当協会）からの補助金と併用できる仕組みになっている必要があります。
Q14		補助金等適正化法の対象外である運営費交付金（国庫から支出）にて事業を実施した場合、補助対象となりますか。
	A14	文部科学省からの「運営費交付金」は本事業の補助により実施する事業に対して交付されているものではないため、申請可能となります。
Q15		消費税は補助対象となりますか。
	A15	消費税及び地方消費税相当額（以下「消費税」という。）は、補助対象経費から除外して補助金額を算定してください。ただし、以下に掲げる補助事業者にあつては、消費税を補助対象経費に含めて補助金額を算定できるものとします。 ① 消費税法における納税義務者とならない補助事業者 ② 免税事業者である補助事業者 ③ 消費税簡易課税制度を選択している（簡易課税事業者である）補助事業者 ④ 特別会計を設けて補助事業を行う地方公共団体(特定収入割合が5%を超える場合)及び消費税法別表第3に掲げる法人の補助事業者 ⑤ 地方公共団体の一般会計である補助事業者
Q16		*設備事業・熱利用事業の質問となります。 補助対象の法人がリースを活用して応募する場合、補助率はどうなりますか。
	A16	補助率は、代表事業者によって決定されますので、リースを活用する場合は、代表事業者となるリース会社の要件により補助率が決まります。詳しくは、公募要領 2 事業内容(2)事業概要『補助金の交付額』をご確認ください。
Q17		割賦販売契約で導入する部品は補助対象ですか。
	A17	割賦販売契約で導入する部品は補助対象外です。

1.8. 複数年度にわたる事業：事業メニュー(熱・温泉)に共通

(R2qa_com1.8V1)

Q1		複数年度に渡る事業の場合、初年度の完了実績報告書の提出は必要ですか。
	A1	必要です。年度毎に事業内容及び事業費を含めた事業の切り分けを行う必要があります。なお、複数年度の事業が採択されても、それを以って2年度目の交付が決定するわけではありませんので、ご注意ください。
Q2		複数年度に渡る事業の場合、2年度目も応募申請書の提出は必要ですか。
	A2	応募申請書の提出は不要ですが、交付申請書の提出が必要です。なお、2年度目の交付決定にあたっては、初年度の事業遂行状況等を確認のうえ判断します。
Q3		2年度目の交付申請書はいつまでに提出すればよいですか。
	A3	2年度目の交付規程の制定後に通知しますので、その後速やかに提出してください。

Q4	工事工程の都合上、2年度目の交付決定を待てない場合はどうすればよいですか。	
	A4	初年度のうちに、様式第15を提出して承認を受けてください。約1ヶ月の手続き期間を見てください。
Q5	複数年度事業の場合、初年度完了時点では工事が全て完了していないため、完了実績報告書に添付する写真アルバム、完成図書等が準備できません。どうすればよいですか。	
	A5	初年度に計画している工事内容、範囲に係る、写真、図面等の添付が必要です。このためにも年度毎の区切りを明確にしておく必要があります。
Q6	複数年度事業の場合、事業報告書はいつから提出すればよいですか。	
	A6	2年度目事業の完了後、提出してください
Q7	*熱事業の質問です。 CO2削減効果分析事業についても事業報告書の提出は必要ですか	
	A7	不要です
Q8	2年の実施期間では困難な場合、区域を分けて複数回の申請は良いか。	
	A8	年度を別けて区域ごとに申請してください。ただし、区域毎（申請毎）に事業完了、CO2削減効果が出る必要があります。

2.1. 【温泉事業】：対象事業の要件・申請者の要件

(R2qa_c2.1V1)

Q1	配湯ポンプはA社製品、それにまつわる制御盤はB社製品であった場合の申請方法は共同申請となるのか。それともA社かB社が親となって申請するのか、抱き合わせが可能なのでしょうか。	
	A1	設備のメーカーではなく、設備の所有者が代表事業者として申請してください。
Q2	温泉利用協同組合は応募できますか。	
	A2	公募要領2.事業内容(2)事業概要(ウ)補助金の応募者(f)地域における温泉の管理や配湯を行う組合（民間企業を除く）に該当するため、応募できます。
Q3	地方自治体が所有している設備を、指定管理として財団法人が管理しています。指定管理事業者の判断で実施できる範囲の修繕工事の場合、申請者（申請代表印）は、指定管理の財団法人代表でも良いですか。または所有者の地方自治体になりますか。	
	A3	下記の（ア）または（イ）と考えられます。 （ア）設備の所有者から指定管理業者として指定され、かつ改修の費用負担を当該指定管理業者が行う場合、指定管理業者の財団法人が代表事業者として申請できます。所有者は、共同事業者となります。ただし、指定管理業者が所有者（地方自治体）から管理を指定されていることを証明する書類（管理の委託契約書など）を提出ください。 （イ）改修の費用負担を所有者（地方自治体）が行う場合は、所有者（地方自治体）が代表事業者、指定管理業者が共同事業者として応募申請ください。
Q4	信託受益権化された建物に附属する設備を本事業の対象とする場合は、どのような申請とすれば良いですか。	

A4	補助事業を自ら行い、かつ、補助事業により財産を取得する者を代表事業者とし、対象設備の所有者が代表事業者と異なる場合は設備の所有者を共同事業者として申請してください。
Q5	温泉協同組合が施設を管理していますが、源泉設備の所有者が組合会員の個人であるケースがあります。この場合、温泉協同組合による源泉設備改修の申請は可能でしょうか。
A5	所有者の同意書を添付することにより申請可能です。その場合、改修によって追加・交換した設備については、申請者が財産を取得することになります。
Q6	温泉供給設備の範囲に関して、各利用者との境界はどこになりますか。
A6	各利用者との境界の供給側ブロックバルブまでとします。
Q7	計画策定を行う事業で採択された事業を同一年度に改修を行う事業で応募する事はできますか。
A7	計画策定を行う事業が終了（交付額確定通知書が発行された日）していれば、同一年度でも（もし募集していれば）応募する事は可能です。

2.2. 【温泉事業】：補助対象に関する事項

(R2qa_c2.2V1)

Q1	改修効果の報告は、計測データで示す必要がありますか。
A1	計測データで示すことが望ましいですが、必須ではありません。
Q2	CO2 削減見込みを推定するための計測・設計費は補助対象ですか。
A2	温泉供給設備の高効率化改修を行う事業では、補助対象外です。温泉供給設備の高効率化改修を行うための計画策定を行う事業では、計画に盛り込む場合は補助対象となります。
Q3	計画策定事業も複数年度の実施が可能ですか。
A3	計画策定事業は単年度のみです。
Q4	当市では、特別会計により温泉事業を行っております。更新応募時点で、計画策定に要する予算措置(委託料措置)がされていない場合でも、応募は可能でしょうか。応募が可能であれば、採択決定後、補正で委託料の予算要求を行い、事業を行いたいと考えています。
A4	応募時に予算が確保されていることが予算書により確認できることが望ましいですが、補正予算対応となる場合にはその旨を実施計画書に記載頂き、予算が確定した時点で補正予算の予算書を送付頂ければ結構です。
Q5	部品交換に伴う工事費は補助の対象ですか。また、洗浄や調整に係る費用は補助の対象ですか。
A5	補助対象の部品交換に伴う工事費は補助対象です。また、部品・部材の交換や追加に伴って必要になる作業、洗浄や調整は補助対象になります。一方、部品・部材の交換や追加を伴わず、作業、洗浄や調整のみを行う場合は、補助対象外です。
Q6	設備のオーバーホールは補助対象になりますか。

	A6	オーバーホールは補助対象外です。
Q7	国の補助金で導入した配湯設備のポンプに新しくインバーターを追加したいと計画しているのですが、補助対象となるのでしょうか。	
	A7	補助対象となります。
Q8	公募要領において、補助対象外となる設備でメーカーが定期的な更新を推奨している部品・部材の同等品との交換とありますが、具体的にどのような状況を示すのでしょうか。教えてください。	
	A8	メーカーが、マニュアルなどで定期的な更新を推奨している部品、部材を既設の部品と同等のものと交換することです。
Q9	エネルギー設備の設計、運用のシミュレーションツール（ソフトウェア、運転支援システム含む）を活用した省エネ運用改善支援は、補助対象ですか。	
	A9	補助対象外です。
Q10	既に故障しているインバーターを交換し、再調整する場合は補助対象となりますか。	
	A10	公募要領に記載の通り、補助対象事業は「現在稼働中の設備の改修であること。」であるため、故障中の設備の改修は、補助対象外です。
Q11	インバーター制御システム、台数制御システムを導入する際の制御用のセンサー類は補助対象になりますか。	
	A11	インバーター制御システムなどに使用するセンサー類は、補助対象となる可能性があります。
Q12	1つの事業において、設備の更新を計画し、別設備にて部品等の改修を含む場合は、補助対象ですか。	
	A12	補助対象となりますがメニューが異なるため、『設備の更新の計画』は『計画策定事業』として申請し、『部品等の改修』は『改修事業』として別々に申請いただく必要があります。
Q13	取替の場合、取り外し費、廃棄物処理費は補助対象ですか。	
	A13	既設撤去に係る費用は補助対象外です。
Q14	設備の一部が故障しているが、応急運転を行い動いている機器は補助対象外でしょうか。	
	A14	補助対象外です。
Q15	「チューニング」のみでは交付対象にはならないのでしょうか。（部品交換を伴わない。）	
	A15	「チューニング」のみは、補助対象外です。
Q16	ポンプの改修を検討しておりますが、既存機（約10年前に設置）と同じメーカーで同じ型式のものへの更新になります。その際に、メーカーが3年前に同機種のモーターをトップランナー仕様に変更しておりますが、定格の表記上で既存機と同じ数値になっています。この場合、対象になりますか。	
	A16	公募要領に記載しているとおり、部品の交換については当該設備のエネルギー効率を、現状以上まで改善する事業が対象になります。従って、定格等が同じ場合でも補助対象となります。 この場合に、昨年度のエネルギー消費量などからエネルギー消費量がどの程度改善するかを算出ください。

Q17	装置自身の入替を含むと補助金の対象になるのでしょうか。例えば 制御盤が古く、本体を入替して、更にインバーターを追加したときなど。	
	A17	交換によってエネルギー削減効果が得られれば対象になる可能性があります。
Q18	配管を改修し、断熱効果が向上する場合は、補助対象となりますか。	
	A18	断熱効果が向上するだけでは、補助対象とならず、例えば、利用施設においてボイラーで加温しており、断熱効果が向上することにより燃料使用量が削減されるなど、CO2 削減に寄与する改修である必要があります。
Q19	断熱効果が向上することにより、必要揚湯量が少なくなることで、揚湯に必要な電気・燃料が削減される場合は、補助対象となりますか。	
	A19	CO2 削減に寄与する改修である場合、補助対象となり得ます。
Q20	配管を改修する際に、既設管との接続に必要なバルブ等は補助対象となりますか。	
	A20	必要な範囲で対象となります。
Q21	穿孔したケーシング管を修繕する場合、補修費用は補助対象となりますか。	
	A21	補修費用は補助対象外となります。
Q22	ケーシング管にスケールが詰まっており、浚渫(しゅんせつ)する場合は、補助対象となりますか。	
	A22	浚渫(しゅんせつ)費用は、補助対象外です。
Q23	揚湯ポンプをエアリフトポンプから水中ポンプに変える際に、温泉法上の許可等が必要となる場合、許可申請等にかかる費用は補助対象となりますか。	
	A23	温泉法の許可申請等にかかる費用は補助対象外です。
Q24	既存設備の改修が必要か自己分析する費用や評価検証を外注する際にかかる費用は補助対象となりますか。	
	A24	基本的に補助対象外です。あらかじめ改修の必要性を検討した上で申請していただく必要があります。ただし、改修により CO2 削減効果が見込まれることが明らかな場合で精緻な CO2 削減効果を算出するのに必要なものについては、対象となります。改修の必要性の検証に当たっては、必要に応じて環境省の「温泉供給設備の高効率化改修促進の手引き」をご参照ください。
Q25	配管等の工事の際に一時的に配湯を迂回するための配管等の設置費用は補助対象となりますか。	
	A25	必要最小限の範囲で対象となり得ます。
Q26	熱回収装置は補助対象となりますか。	
	A26	補助対象外です。
Q27	ケーシング管の追加とあるが井戸口径が小さく、井戸口径を大きくするためのさく井工事も対象となるのか。	
	A27	井戸口径を大きくするためのさく井工事は補助対象外です。

Q28	埋設してある配湯管を交換する場合の掘削や舗装等の土木工事は補助対象となるか。	
	A28	掘削・配湯管設置・原状回復レベルの舗装は補助対象となりますが、既設配管の取り外し・撤去・廃棄費は補助対象外です。
Q29	新たな源泉から温泉を引き込むための断熱配管、高効率ポンプの導入は補助対象となりますか。	
	A29	温泉供給設備事業では、既設の設備に対して部品・部材を交換または付加することが要件となっています。従いまして、新たな源泉に新規に導入する設備は補助対象外です。
Q30	<p>① 設備の設計、測量や監理をコンサルに対してお願いをしたいが、これは工事費内として補助対象となるか。</p> <p>② コンサルについても合い見積もりをとらなければならないか。温泉の場合はコンサルは少なく継続的に指導を受けている場合が多い。</p>	
	A30	<p>① 補助対象となります。</p> <p>② 原則、相見積もりが必要です。但し、一般の競争に付することが困難は場合または不適當である場合は、交付申請の際に随意契約となる理由書を提出し、協会の承認を得る必要があります。</p>